

最高裁判所第一小法廷 令和●●年（○○）第●●号 不当利得返還請求上告事件

国側当事者・国

令和2年3月5日棄却・確定

（控訴審・広島高等裁判所岡山支部、平成●●年（○○）第●●号、令和元年9月13日判決、本資料・徴収関係判決平成31年（令和元年）判決分（順号2019-23））

（第一審・岡山地方裁判所、平成●●年（○○）第●●号、平成31年1月30日判決、本資料・徴収関係判決平成31年（令和元年）判決分（順号2019-4））

決 定

上告人	X
被上告人	国
同代表者法務大臣	三好 雅子
同指定代理人	横田 美代子

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

令和2年3月5日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	山口 厚
裁判官	池上 政幸
裁判官	小池 裕
裁判官	木澤 克之
裁判官	深山 卓也